

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成27年度の精算用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00052623
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00039060

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 平成27年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成27年4月～平成28年3月各月末計) (台)	911,960	428,545
(a) 下記以外 (台)	702,667	428,545
(b) 特設公衆電話台数 (台)	209,293	0
② 合算番号単価 (平成27年4月～平成28年3月各月末計) (円)	2	2
③各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2)) (円)	1,629,205	1,051,805
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②) (円)	1,405,334	857,090
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②) (円)	418,586	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ((b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。) (円)	223,871	194,715
④ 平成27年度の算定対象需要実績 (千時間)	860	748
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00052623	0.00039060

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値